

事務連絡
平成 22 年 1 月 14 日

加盟競技団体 各位

財団法人日本アンチ・ドーピング機構
会長 黒田 善雄

各競技団体におけるドーピング防止教育の推進について（依頼）

平素より、ドーピング防止活動の推進にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

皆様のご協力により、国内でのドーピング検査実施件数は毎年増加傾向にあり、本年度においては 5,000 件（競技会検査・競技会外検査の総計）に到達する見通しとなっております。

他方、検査件数の増加に伴い、いわゆる「うっかりドーピング」が多数発生しております。昨年 11 月にも疾患の治療のために使用していた薬について、事前に TUE（治療目的使用に係る除外措置）申請を行っていなかったことからドーピング防止規則違反として資格停止処分となる事例が発生しております。

違反事例の多くは、事前に適切な情報提供がなされていれば回避できたものと推測されることから、競技団体の皆様におかれましては、ドーピング検査の実施対象となる競技会の開催に先行し、対象となりうる競技者層に対して、薬剤の使用の可否及び TUE（治療目的使用に係る除外措置）申請についての周知を徹底して頂きますようお願いいたします。

尚、当機構では、高校生以下の競技者に対しては、未成年者による「うっかりドーピング」回避の観点から、競技特性を踏まえた適切な教育啓発活動が当該競技統括組織の主体的な関与により必要十分に展開された後に、ドーピング検査実施の検討を行うべきと考えております。

各団体におかれましては、「うっかりドーピング」回避の為の教育啓発活動の推進を重要課題として位置づけ、ドーピング防止に係る情報提供を担当する委員会等の組織活動を積極的に推進頂きますようよろしくお願ひいたします。

当機構では、TUE 申請及び教育啓発活動に関するご相談を隨時受け付けておりますのでご利用ください。

以上

【過去のドーピング防止規則違反事例】

ドーピング防止規則違反事例は、以下のサイトにて確認頂けます。

http://www.anti-doping.or.jp/disciplinary_panel/index.html